

【平成28年財政援助団体等監査】

【指摘事項】

番号	対象局 (団体)	事項	措置区分		監査結果の要約	講じた措置の概要
			◎	○		
60	生活文化局 (学校法人 明星学苑)	私立学校経常 費補助金を返還 すべきもの	1-ア	2-ウ 2-エ	局は、交付年度の5月1日現在の標準教職員数に基づき、補助金を算出し、学校法人に対し交付している。 法人が運営する明星高等学校を本務とする法人職員について、平成26年度及び平成27年度の補助金申請状況を確認したところ、両年度ともに1名において、学校事務室業務を兼務することを発令していた。しかし、その事務分担は、大半が大学及び法人関係事務であり、当該学校の業務を主たる業務としていることは認められなかった。 このため、補助金が平成26年度は430万5,700円、平成27年度は430万9,200円過大に交付されている。	当該学校法人から補助金の返還及び事務の改善に係るてん末書が提出され、平成29年3月15日に過大交付分の補助金の返還を受けた。【1-ア】 局は、再発防止の取組として、平成29年3月28日に手引の内容を見直し、法人本部職員の主たる業務の考え方について明確にした。【2-ウ】 局は、平成29年3月8日に私学部内の担当者会議において、平成29年度の申請分から改正された手引に基づき審査を行うこと、また、審査時に担当間で法人本部職員の主たる業務の扱いについて相互チェックするよう担当職員に周知徹底した。【2-エ】
61	生活文化局 (学校法人 大成学園)	私立学校経常 費補助金を返還 すべきもの	1-ア	2-ウ 2-エ	局は、要綱により、学校法人が定めた規程に基づき、交付年度の前年度に家計状況を理由として授業料等を減免している場合に、減免実績額の3分の2を経常費補助金として交付している。 ところで、法人が運営する大成高等学校において、授業料減免に係る補助金の交付状況を見たところ、減免実績額の算出については、生徒が受給した就学支援金の一律分及び加算分の両方を差し引くべきところ、加算分を差し引かず、一律分のみを差し引いた金額を減免実績額として交付申請を行っていた。 このため、補助金が平成27年度7万9,200円過大に交付されている。	当該学校法人から補助金の返還及び事務の改善に係るてん末書が提出され、平成29年1月25日に過大交付分の補助金の返還を受けた。【1-ア】 局は、平成29年1月13日の担当者会議において、手引の手続きを適切に行うために、審査担当間で減免実績額の算出結果を相互チェックするよう担当職員に周知徹底した。【2-ウ、2-エ】

番号	対象局 (団体)	事項	措置区分		監査結果の要約	講じた措置の概要
			◎	○		
62	生活文化局 (学校法人 90団体)	授業料減免補 助に係る減免実 績額の算出方法 を明確に定める べきもの	1-エ	2-ウ 2-エ	局は、要綱により、学校法人が定めた規程に基づき、交付年度の前年度に①家計状況又は②家計状況の急変を理由として授業料等を減免している場合に、それぞれ減免実績額の①3分の2又は②5分の4を経常費補助金として交付している。家計状況の急変を理由とする減免実績額の算出については、家計状況の急変事由が生じた期間の授業料からその期間に受給する就学支援金等を差し引いた金額として申請するのが通常となっている。 ところで、局は、家計状況の急変における減免実績額の算出方法を手引等で明確に定めていないことから、学校法人Aにおいては、保護者の年間授業料負担額(年額の授業料一年額の就学支援金等)と家計状況の急変事由が生じた期間の授業料(月額授業料×減免対象月数)を比較して、その少ない方を減免実績額としているが、この場合についても申請を認めていた。 しかしながら、補助金額の算出方法は公平なものでなければならず、局が減免実績額の算出方法を明確に定めず、学校法人によって異なる算出方法を認めていることは適正でない。	平成29年3月28日に手引の内容を見直し、減免実績額の算出方法を明確にした。【1-エ】 局は、平成29年3月8日の担当者会議において、平成29年度の申請分から改正された手引に基づき審査を行うこと、また、担当間で減免実績額の算出結果を相互チェックするよう担当職員に周知徹底した。【2-ウ、2-エ】
63	生活文化局 (学校法人 90団体)	補助金の交付 に係る審査を適 正に行うべきもの	2-エ	—	局は、要綱により、東日本大震災に起因する事情で家計が急変し、授業料等の納付が困難となった生徒等に対して学校法人が行う授業料等減免措置に補助金を交付している。この補助金は、平成23年3月11日時点で被災区域に在住していることを交付の要件としている。 ところで、学校法人聖学院が運営する女子聖学院高等学校における平成26年度の補助金審査状況を見たところ、平成23年3月11日時点で、生徒等又は保護者が被災区域に在住していないことが認められた。 局は、生徒等又は保護者が在住していないことは確認していたものの、被災区域への転居準備を終えていることから、在住とほぼ同様の状態にあると判断し補助金の交付を決定したとしている。 しかしながら、このような要綱に定めのない例外の手続を行っているにもかかわらず、その旨を付記し意思決定するなどの決定過程が明確になっておらず、適正でない。	局は、平成29年1月13日の担当者会議において、今後は、要綱に定めのない例外事例について判断を行う際は、起案文書にその旨を付記することとし、決定過程に閣与する職員がその記載の有無を確認するよう周知徹底した。【2-エ】

番号	対象局 (団体)	事項	措置区分		監査結果の要約	講じた措置の概要
			◎	○		
64	生活文化局 (学校法人 90団体)	複数者の見積書等を徴取し交付額を決定すべきもの	1-エ	2-ウ 2-エ	<p>局は、「理科教育設備整備費等補助金」(国補助金)の審査事務を法定受託事務として行っている。また、国補助金とは別に、産業・理科教育施設設備整備費補助金交付要綱に基づき、国補助金と同内容の補助対象経費について、国補助金の2分の1の額の補助金(都補助金)を学校法人に交付している。</p> <p>ところで、都補助金の交付状況について見たところ、交付額の算定根拠となる複数者の見積書等の提出を求めず交付額を決定していることが認められた。このことについて、局は、国補助金の審査手続では交付申請に当たり見積書等の提出を求めていること、また、国補助金の要綱に基づき、各学校法人が適切に複数者の見積書等を徴して申請を行っていると考えられることから、見積書等の提出を求めないこととしている。</p> <p>しかしながら、都補助金である以上、他の都の補助金と同様に、複数者の見積書等を徴し交付申請額の適正性を確認した上で交付額を決定すべきである。</p>	<p>平成29年2月22日に学校法人への補助金申請の依頼文書を見直し、見積書等を徴するよう明確にした。【1-エ】</p> <p>局は、平成29年2月20日の担当者会議において、平成29年度の申請分から見直し後の依頼文書に基づき審査を行うこと、また、担当間で見積書等の徴取の有無を相互チェックするよう担当職員に周知徹底した。【2-ウ、2-エ】</p>
65	生活文化局 (公益財団 法人東京都 歴史文化財 団)	委託業務内容の変更を適切に行うべきもの	2-エ	—	<p>財団は、ホームページ「トーキョーデジタルミュージアム」及び「トーキョー・アート・ナビゲーション」の修正について、Aに特命で委託している。</p> <p>この契約の仕様を見たところ、「Facebookイネボタン」及び「Twitterボタン」を、①アート作品一覧、及び②アーティストファイルの2サイトに設置することとされているが、監査日現在、②への設置がされていないことが認められた。</p> <p>財団によると、②への設置は本来不要であったが誤って仕様書に記載してしまったとのことであるが、契約書上の業務委託内容に誤記載があったにもかかわらず、書面により、契約内容の変更手続を行わなかったことは、適切でない。</p>	<p>財団は、平成29年1月25日の事務局内の企画広報担当者会議、平成29年1月30日の事務局内の連絡会議及び平成29年2月23日の財団各館の庶務担当係長の連絡会議において、契約上の仕様変更が発生した場合には、①適切に契約変更を行うこと、②事業担当及び経理担当間で情報を共有し、契約変更手続の有無を相互チェックすることを周知徹底した。【2-エ】</p>

番号	対象局 (団体)	事項	措置区分		監査結果の要約	講じた措置の概要
			◎	○		
66	生活文化局 (公益財団 法人東京都 歴史文化財 団)	積算を適正に行うべきもの	2-エ	—	<p>財団は、ホームページ「トーキョーデジタルミュージアム」及び「トーキョー・アート・ナビゲーション」の修正について、Aに特命で委託している。</p> <p>この契約に係る積算及び契約単価を見たところ、財団は、市況調査機関の公表資料である「積算資料」を参考に積算を行っているが、システム開発計画や業務のモデル化を主な業務とするシステムエンジニア1及びプロジェクトマネージャの技術者単価を按分して適用している。</p> <p>しかしながら、この本委託は、ホームページのプログラム修正が主な内容であるため、プログラマー及びシステムエンジニア2の技術者単価を按分して適用することが妥当である。</p> <p>この結果、48万4,000円(監査事務局試算)が不経済支出となっている。</p>	<p>財団は、平成29年1月25日の事務局内の企画広報担当者会議、平成29年1月30日の事務局内の連絡会議及び平成29年2月23日の財団各館の庶務担当係長の連絡会議において、技術者単価を用いた積算を行う場合は、①適切な単価を適用すること、②事業担当及び経理担当間で二重のチェックを行うことを担当職員に周知徹底した。【2-エ】</p>
67	パブリック・パブリック 準備局(公益 社団法人 東京都体育 協会)	分担金の交付に当たり事業の収益を事業経費から差し引くべきもの	1-ア	2-ア	<p>協会は、①シニア健康スポーツフェスティバル、②都民体育大会、③都民生涯スポーツ大会を、都との共催事業として実施した。経費は都が分担金により負担し、協会が大会の企画、運営及び経理を行っている。</p> <p>協会は、平成26年度及び平成27年度におけるこれらの大会の開催に当たって作成したプログラムに広告を掲載することにより、広告料収入を得ているが、次のとおり適正でない点が見受けられた。</p> <p>(ア)①については、協定書において、事業経費から「大会参加料等」を差し引いた金額を都が分担金として負担することと定められており、大会参加料以外の収益も差し引くこととされているが、協会は、広告料収入を差し引いていない。</p> <p>この結果、交付額が30万円過大となっている。</p> <p>(イ)②と③については、協定書において、大会参加料以外の収益を差し引くことを定めておらず、適切でない。</p> <p>局は、協定書において、事業によって得られた大会参加料以外の収益を事業経費から差し引いた金額を分担金額として負担することを明確に定められたい。</p>	<p>都はシニア健康スポーツフェスティバルについて、過去5年分の広告料収入を調査し、収入のあった平成25年度から平成27年度の3年分の広告料収入計35万円の交付金について協会に返還を請求し、平成29年3月31日にその支払を受けた。【1-ア】</p> <p>また、都は平成29年度以降の協定締結に当たっては、協定書を修正し、大会参加料以外の収益を事業経費から差し引いた金額を分担金額として負担すること及び各事業において予定する全ての事業収入を収支予算書に計上することを定めた。【2-ア】</p>

番号	対象局 (団体)	事項	措置区分		監査結果の要約	講じた措置の概要
			◎	○		
68	オリンピック・パラリンピック準備局(公益社団法人東京都体育協会)	補助金の実績報告書を経理内容に基づき適正に作成すべきもの	1-ア	2-エ	協会は、「平成27年度公益財団法人東京都体育協会に対する補助金交付要綱」に基づく補助金の交付を受け、国民体育大会等への東京都選手団派遣事業を実施している。ところで、協会が都に提出した実績報告書を見たところ、事業実績内訳書のうち派遣事業費の額が、協会の総勘定元帳に記載されている費用の金額より、158万132円過大となっている。 これは、協会から他団体に概算払いした旅費等の一部が年度末に戻入されたが、協会が実績報告書を作成する際に戻入分を対象経費から差し引かなかったことによるものである。 協会は、実績報告書を適正に作成するとともに、過大に交付されている補助金を返還されたい。また、局は事業実績報告書の確認を誤りなく行われたい。	都は、協会に対し、平成27年度の事業実績報告書の改善を求め、協会は、平成28年12月12日付修正報告書を提出した。都は、協会に過大に交付していた補助金158万132円の返還請求を行い、平成29年3月31日に支払いを受けた。【1-ア】 都は、平成28年12月9日、協会に対して、複数の職員により事業実績報告書の確認を実施して、適正に作成するよう指導した。また、都においては、平成29年2月13日の部課長会で、監査指摘事項及びその是正改善措置について周知徹底した。【2-エ】
69	オリンピック・パラリンピック準備局(公益社団法人東京都体育協会)	競技用備品の所有、貸与及び譲渡について適正に定めるべきもの	2-ア	2-エ	協会は、自転車、ボート及びカヌーの3競技について、競技用備品を購入し、各競技の競技団体に無償貸与している。しかしながら、この事業は都と協会が共催で行っており、本来協定書により購入した備品の帰属を定めておくべきところ、定めがないまま局の所有としており適正でない。 また、協会は、各競技団体へ無償貸与している備品は、東京2020大会終了後には競技団体へ無償で譲渡することとしているが、都と協会の間においては競技団体への貸与及び譲渡について定めがなく、適正でない。	都及び協会は、競技用備品の所有、貸与及び譲渡について、①所有権は都に帰属すること、②備品は都から協会へ貸与し、管理・保全に関する責任は協会が負うこと、③購入後3年が経過した備品は都から各競技団体に対して無償譲渡ができることを確認し、平成29年4月1日付協定書に明記し、取り交わした。【2-ア、2-エ】
70	オリンピック・パラリンピック準備局(公益財団法人東京都スポーツ文化事業団)	売上管理を適切に行うべきもの	2-ウ	—	指定管理者である事業団が管理運営する駒沢オリンピック公園総合運動場は、Aと「駒沢オリンピック公園総合運動場トレーニングルーム運営業務委託」契約を結んでいる。 そこで、トレーニングルームの利用方法を見たところ、利用者は機械で利用カードの購入や精算を行うこととなっているが、故障等の理由で機械が使えない場合、Aは窓口で現金を徴収している。ところが、窓口で徴収した利用料金について、売上金額を確認できる証ひょうのないものがあつた。また、機械等の故障による理由によらずに、窓口で精算を行っている事例が認められた。 窓口で利用料金等の徴収を行うと、機械に利用記録が残らないため、収受すべき金額を確認できない。事業団は、Aに対し、窓口で利用料金等を徴収する場合には領収書を発行するよう指導するとともに、窓口徴収はやむを得ない場合に限ることとし、その理由を報告させるなど、適切に売上管理を行う必要がある。	事業団は、平成28年12月6日付文書によりトレーニングルーム受託者に対して、同日から、以下の対応を実施させた。 トレーニングルーム窓口での現金徴収は、機械の故障等やむを得ない場合のみに限定し、その際、受託業者は必ず連続した発行番号入りの領収書を発行し、その控を証ひょうとして保管するほか、窓口徴収の理由を受託業者から聴取し、記録して保管する。【2-ウ】

番号	対象局 (団体)	事項	措置区分		監査結果の要約	講じた措置の概要
			◎	○		
71	オリンピック・パラリンピック準備局(公益財団法人東京都スポーツ文化事業団)	プリペイドカードの券売機の販売記録と残枚数との照合を行うべきもの	2-ウ	—	指定管理者である事業団が管理運営する東京体育館及び東京武道館には、トレーニングルームが設置されている。 トレーニングルームの利用者は、自動券売機で利用カード(入場券)を購入するが、この自動券売機では1,000円・3,000円・5,000円券種のプリペイドカードの販売を行っている。 そこで、このプリペイドカードの管理について確認したところ、残枚数と販売記録との確認・照合を行っておらず、適切でない。事業団は、定期的に、プリペイドカードの自動券売機の販売記録と残枚数との照合を行われたい。	事業団は、平成29年1月分から、グループ団体に対し、毎月末、プリペイドカードの自動券売機の販売記録と残枚数との照合を行った結果を原則として翌営業日に書面にて提出させ、その結果と払出記録との整合性を確認することとした。【2-ウ】
72	オリンピック・パラリンピック準備局(公益財団法人東京都スポーツ文化事業団)	駐車場料金の売上金について適正に取り扱うべきもの	1-ア	2-エ	東京体育館は、駐車場管理業務をBに委託している。契約書によれば、Bは駐車場の入退場管理等の業務について、当月末に報告し、売上金は翌月10日までに事業団指定口座へ振り込むことと定められている。 しかしながら、Bは6月分～9月分の4か月分を、まとめて10月に事業団指定口座へ振込みを行った。 この間、事業団は、口頭での請求を一度は行ったとするものの、事業団指定口座への振込みの完了を確認せずに月々の委託料を払っていた。また、契約書に遅延違約金の定めはあるが、事業団はこれを請求していなかった。 事業団は、毎月の振込みを確認し、振込みがない場合は適切に請求手続を執ることとされたい。また、委託料の支払に当たり、履行確認を適切に行われたい。	事業団は、遅延違約金について、契約書に基づきその額を算定して請求し、平成29年3月31日に支払を受けた。【1-ア】 また、事業団は、平成28年12月分から、毎月の売上金報告を翌月10日までに受けた後、速やかに請求書を発行し、送金の確認を徹底することとした。【2-エ】
73	オリンピック・パラリンピック準備局(公益財団法人東京都スポーツ文化事業団)	使用料の売上金について適切に取り扱うべきもの	2-イ	2-ウ	事業団は、東京体育館陸上競技場の使用料を徴収し、その料金収入を指定管理者である事業団へ納入する事務を、Cに委託している。 その契約書等を見たところ、事業団は、Cに対し、毎月の売上高を集計し、翌月10日までに文書で報告するよう定められているのみで、事業団指定口座への振込みについては規定がなく、適切でない。 一方、事業団の財務規程によれば、東京体育館長は、事業団収入について、翌月10日までに取りまとめ、事業団指定口座へ振り込まなければならないとされている。 しかしながら、東京体育館長は、平成27年度の売上金をCへ預け置き、平成28年4月に1年間分を一括して事業団指定口座へ振り込ませているのは適切でない。	事業団は、平成29年度の契約において、受託者からの毎月の売上集計報告を受けた後、請求書を発行し、毎月売上金を受領する内容の仕様書に変更した。 平成28年度については、平成29年2月6日付覚書により、上記の内容を実施した。【2-イ、2-ウ】

番号	対象局 (団体)	事項	措置区分		監査結果の要約	講じた措置の概要
			◎	○		
74	パリンピック・パラリンピック準備局(公益財団法人東京都スポーツ文化事業団)	実績報告書の内容を確認すべきもの	1-エ	2-ウ	事業団は、Cに陸上競技場の中央部分(多目的コート)をフットサルスクール等に活用させており、その対価として、定額の使用料及び売上の一部を事業団に納入させている。事業団が局へ提出した平成27年度実績報告書を見たところ、本件事業の事業団収入欄の金額に誤りが確認された。	契約書等を確認の上、正しい数字に実績報告書を修正し、平成28年11月1日付けで都へ報告を行った。【1-エ】 また、新たにチェックリストを作成し、主担当・副担当により、会計帳簿等との照合・確認を行うこととし、平成28年度第3四半期報告から実施している。【2-ウ】
75	パリンピック・パラリンピック準備局(公益財団法人東京都スポーツ文化事業団)	テクニカルサポート事業について様式等を定め、証拠書類に基づき精査を行うべきもの	2-ア	—	事業団は、都から負担金を得て、DからHの5大学と協定を締結し、高校生アスリート等を対象とするテクニカルサポート事業を実施している。各大学は、予算及び内訳金額を明記した事業計画書を提出し、1年間のサポート終了後、実施報告書等を提出し、事業団に費用を請求する仕組みとなっている。 平成27年度実施状況を見たところ、下記のとおり、各大学の実績内容が確認できないものとなっている。 ①Eを除く4大学は、現場指導料、分析費及び調整費について、内訳を記載せず請求している。 また、Fを除く4大学は現場指導料の1割程度の分析費・調整費を請求しているところ、F大学については約7割の分析費や約5割の調整費の請求を行っている例が見受けられ、事業団は証拠書類に基づき確認を行わずに、請求どおりに支払っている。 ②サポート内容の有効性を把握するためには、サポート開始時と終了時に体力測定等を行う必要があるところ、E大学は、競技団体等との日程調整等ができなかったとして、12人中6人しか測定しておらず、測定できなかった理由等の報告を行っていない。 ③事業計画書で計画されたカヌーのスプリント競技について、H大学は全くサポートを実施せず、その理由等の報告を行っていない。 事業団は、現場指導料、分析費、調整費等の積算基準を示した上で適切に支払を行われない。また、実施報告書に基づき、証拠書類等を提出させて履行状況を確認するなど、適切に精査を行われない。	平成29年度事業の実施に当たっては、日程変更に係る手続の様式や、内訳人数等を記載する個別報告書様式を作成し、平成29年2月23日に各大学へ説明を行った。【2-ア】

番号	対象局 (団体)	事項	措置区分		監査結果の要約	講じた措置の概要
			◎	○		
76	都市整備局(一般社団法人東京都トラック協会)	契約書の作成等を適切に行うべきもの	2-エ	—	協会は、平成26年度及び平成27年度において、Aと委託契約を行っている。委託内容は、協会が交付金対象事業として実施する初任運転者特別講習事業において、講義(ドライバーの健康管理)を18回(18日)行うものである。 しかしながら、当該契約を見たところ、講習会実施の都度支払(10万8,000円/1回)を行っているが、契約書が作成されておらず適切でない。 また、協会は、契約規程に基づき、契約の性質又は目的が指名競争入札に適さないため、当該契約を随意契約としている。 しかしながら、具体的な理由を付した文書を作成しておらず、入札に適さない理由が明確でない状態となっており適切でない。	協会は、平成29年1月16日に、部長会において、契約書の作成や随意契約の手続など、契約規程に基づく適正な事務処理手続の徹底について周知を行った。 また、平成29年1月27日及び31日に、課長以下の職員全員を対象として、契約規程に基づく事務処理手続に係る研修を実施した。【2-エ】
77	都市整備局(東京地下鉄株式会社)	役員公用車運行管理業務委託の契約手続を適正に行うべきもの	2-イ	2-ウ 2-エ	会社は、役員公用車の運行管理について、Bと委託契約を締結している。 この契約について見たところ、会社は、月額基本料金のほかに、契約書に記載のない料金(時間外料金等)を支払っていることが認められた。 これについて、会社は、口頭で受託者と合意したとしている。 しかしながら、会社が定めている役員契約事務規則では、契約書等には契約金額を記載することとしていることから、これらの料金を契約書に記載していないことは適正でない。	会社は、指摘の趣旨を踏まえ、平成28年10月27日付けで平成28年度の契約を時間外料金等の内訳を記した契約に変更した。 平成29年度の契約についても、平成29年3月9日付けで時間外料金等の内訳を記載した契約を締結した。【2-イ】 今後は、毎年度の契約手続段階において、契約書の内容についてセルフチェックシートを使用して確認を行い、契約の相手とも確認した上で、契約書を締結する。【2-ウ】 また、平成29年1月10日に部門内において担当者とのミーティングを行い周知徹底を図った。【2-エ】

番号	対象局 (団体)	事項	措置区分		監査結果の要約	講じた措置の概要
			◎	○		
78	都市整備局 (東京地下鉄株式会社)	工事敷地周辺道路清掃費の積算を適正に行うべきもの	2-ウ	2-エ	<p>会社は、研修棟・保守棟等を新築するとして、「総合研修センター(仮称)建物ほか新築工事」を工事請負契約により締結している。</p> <p>ところで、会社積算要領によると敷地周辺を含む屋外の整理清掃費は、共通仮設費の率の中に含まれている。しかしながら、会社は周辺道路清掃について、大規模工事であることから清掃範囲を拡大する必要があると判断し、共通仮設費の率部分に加え、周辺道路清掃全体について「積み上げ」により追加計上しているため、一部重複したものとなっている。</p> <p>加えて受注者からは、安全衛生管理計画表に「毎週金曜日に一斉清掃」の一文の記載はあるものの、具体的に「積み上げ」で追加計上した範囲を清掃する計画の提出はなく、事実を示す資料が一部の写真だけであることから作業実績が確認できない。</p> <p>このため、周辺道路清掃費は積算額が最大で約1,789万円過大である。</p>	<p>会社は、建築設計マニュアルを平成29年1月31日付けで修正し、積上げ共通仮設に関して設計段階でチェックすることとした。</p> <p>また、平成28年12月26日、27日実施の監査報告会及び平成29年1月31日付けの通知文で、次の事項の徹底を指示した。【2-ウ、2-エ】</p> <p>①特別に積み上げる項目については、その必要性を詳細に検討するとともに計上する場合は設計図書に記載する。</p> <p>②設計図書に明記された積上げ共通仮設については、照合できる資料(写真・日報等)を残す。</p>
79	都市整備局 (東京地下鉄株式会社)	塗膜厚の施工管理について受注者を適切に指導・監督すべきもの	2-イ	2-エ	<p>会社は、東西線荒川・中川橋りょうの塗替え塗装を行うため、「荒川・中川橋りょう第8トラス～第12トラスベイント塗り替え工事」を工事請負契約により締結している。</p> <p>ところで、鋼道路橋防食便覧では、施工計画書作成時には、作業内容を確認するとともに管理項目及び管理基準を明確に定めておき、施工中は記録や現場確認により所定の品質、施工状態を保持するよう管理する必要があるとしている。</p> <p>しかしながら、本工事の塗膜厚の施工管理についてみると、施工計画書に管理基準を定めておらず、測定結果も記録していないため、塗膜厚の評価ができないものとなっている。</p> <p>塗膜厚は、塗装の防せい効果と耐久性に大きく影響するものであることから、このような状況は適切でない。</p>	<p>会社は、平成29年1月30日に標準仕様書を改定し、塗膜厚の管理に関する項目を加え、2月1日から施行した。</p> <p>また、平成28年11月15日及び12月27日に、本指摘に係る契約中の全受注者(2者)に対して、管理表(塗膜厚測定表)を使用する旨を含んだ追加仕様書を通じた。</p> <p>さらに、平成29年1月以降に新規発注する鋼製橋りょうの塗替え工事においては、最初の工事打合せの際に、管理表の使用について通知する。【2-イ、2-エ】</p>

番号	対象局 (団体)	事項	措置区分		監査結果の要約	講じた措置の概要
			◎	○		
80	都市整備局 (東京地下鉄株式会社)	共通仮設の施工条件の明示と契約変更を適切に行うべきもの	2-ウ	2-エ	<p>会社は、和光車両基地内でモーターカー庫の新築等を行うため、「和光車両基地モーターカー庫新築その他建築工事を工事請負契約により締結している。</p> <p>このうち、共通仮設についてみると、設計では、列車運行中に行う車両基地内での作業であることから、車両基地内列車監視員の配置を想定し積算していた。</p> <p>しかしながら、本工事の設計図書には、車両基地内列車監視員の施工条件が明示されておらず、配置人数等が不明確になっている。</p> <p>また、施工時に再検討した結果、本工事場所は電車の通過もないことから、車両基地内列車監視員の配置は不要と判断し、受注者と協議の上、資格条件が緩くより安価な列車警備員を配置することとしたが、適切な契約変更手続を行っていない。</p> <p>このため、仮に、契約変更を行っていれば、積算額約457万円が縮減できたものである。</p>	<p>会社は、建築設計マニュアルを平成29年1月31日付けで修正し、積上げ共通仮設に関して設計段階でチェックすることとした。</p> <p>また、平成28年12月26日・27日実施の監査報告会及び平成29年1月31日付けの通知文で、次の事項の徹底を指示した。【2-ウ、2-エ】</p> <p>①列車監視員等を計上する場合は、必要性を確認した上で適切に計上し、設計図書に記載する。</p> <p>②条件を含む仕様が変更になった場合は、労務単価についても見直しを行い、設計変更にて適切に処理を行う。</p> <p>③設計図書に明記された積上げ共通仮設については、照合できる資料(写真・日報等)を残す。</p>
81	都市整備局 (東京地下鉄株式会社)	産業廃棄物処理の委託契約について受注者を適切に指導・監督すべきもの	2-イ	2-エ	<p>会社は、換気口浸水防止機の改良を行うため、「日比谷線ほか5線換気口浸水防止機改良その他工事」を工事請負契約により締結している。</p> <p>ところで、廃棄物処理法の一部を改正する法律により、建設工事に伴い生ずる廃棄物の処理責任が元請業者へ一元化され、元請業者は、排出事業者として当該工事から生ずる廃棄物全体について処理責任を負うこととなった。また、廃棄物処理法によれば、排出事業者は、産業廃棄物の運搬又は処分を委託する場合には、適切な処理業者と書面で契約し、委託を行うことと定めている。</p> <p>しかしながら、本工事で発生した廃棄物の処理についてみると、排出事業者である元請業者ではなく、下請業者が産業廃棄物処理業者と契約し、運搬及び処分を委託している。</p> <p>会社は、産業廃棄物処理の委託契約について受注者を適切に指導・監督されたい。</p>	<p>会社は、平成28年11月に追加仕様書の一部改訂し、産業廃棄物の運搬業者及び処理業者との契約書類の写しを提出する旨を明記した。加えて、産業廃棄物の委託契約における指摘事項及び対応に関する文書を平成28年11月1日付けで発出し、周知した。【2-イ】</p> <p>また、平成28年11月24日開催の職場会議において、監査における指摘事項及び産業廃棄物処理に関する書類の写しを提出する旨を追加仕様書に記載するよう所員へ周知徹底した。【2-エ】</p>

番号	対象局 (団体)	事項	措置区分		監査結果の要約	講じた措置の概要
			◎	○		
82	福祉保健局 (社会福祉法人滝乃川学園)	実績が確認できる記録を残すべきもの	2-エ	—	局は、法人に対し、東京都民間社会福祉施設サービス推進費補助金(障害児施設)を交付している。 平成26年度及び平成27年度の補助金交付状況を見たところ、買い物や調理・食事の後片付けなど自力で行える訓練の支援(日常生活訓練支援)を入所者に行ったとして加算分が交付されているが、法人が保管する入所者のケース記録には当該支援に関する記録がなかった。 補助金の要綱等では、日常生活訓練支援に係る加算分について、ケース記録を「施設に備える書類」として定めているが、その中に支援がどのように行われたのかの具体的な記載がないことは適切ではない。	平成29年1月12日に園児部代表者会議を開催し、支援内容のケース記録への記載を徹底するよう確認した。 また、ケース記録への記載とは別に、対象者の個別支援計画にも支援内容を盛り込むこと、対象者と支援内容を一覧化したレジメを作成し、日頃から職員が支援の実施を確認できるようにすることを決定した。 この旨を平成29年2月15日及び21日の各寮会議において全職員に周知徹底し、再発防止を図った。【2-エ】
83	福祉保健局 (社会福祉法人東京恵明学園)	補助金の返還を求めべきもの	1-ア	2-エ	局は、法人に対し、児童養護施設等の職員人材確保事業補助金を交付している。 平成27年度の補助金交付状況について見たところ、学生(実習生)への指導経費(代替職員の雇用経費)の算定において、当該法人の職員採用試験の一環である実習試験の受験生を含めていたことが認められた。 補助金の交付要綱等では、対象学生(実習生)を「大学、短期大学又は専修学校の一課程として実習を受ける者」と定めており、当該受験生への実習は対象外である。この結果、25万9,000円が過大に交付されている。	過大に交付された補助金25万9,000円については、平成28年12月9日に法人より返還された。【1-ア】 局は、平成29年3月16日に説明会を開催し、法人に対して事業の趣旨を再度周知するとともに、監査における指摘事項のほか、実績報告審査時に見受けられたその他の対象外事例についても説明し、注意喚起を行った。【2-エ】
84	福祉保健局 (社会福祉法人子供の家)	補助金の返還を求めべきもの	1-ア	2-エ	局は、法人に対し、東京都専門機能強化型児童養護施設運営費補助金を算定し交付している。 補助金交付状況について見たところ、専門職員(精神科医等)の勤務時間数及び施設運営向上事業の対象経費の算定が不適正であったため、平成26年度分が24万8,000円過大に交付されていることが認められた。	過大に交付された補助金24万8,000円については、平成29年2月24日に法人より返還された。【1-ア】 局は、平成29年3月16日に説明会を開催し、法人に対して事業の趣旨を再度周知するとともに、監査における指摘事項のほか、実績報告審査時におけるその他誤りの多い点についても説明し、注意喚起を行った。【2-エ】
85	福祉保健局 (社会福祉法人生光会)	補助金の返還を求めべきもの	1-ア	2-ウ	局は、法人に対し、東京都民間社会福祉施設サービス推進費補助金(老人福祉施設)を算定し交付している。 補助金の交付状況について見たところ、法人が設置する長安寮で、基本補助及び努力・実績加算項目の各項目において加算対象者数の算定が不適正であったため、平成26年度分が9万円、平成27年度分が44万6,000円、それぞれ過大に交付されている。	過大に交付された53万6,000円については、平成29年2月13日に法人より返還された。【1-ア】 局は、各法人が努力実績加算の人数のカウント方法を誤らないよう、実績報告の記入見本に、監査指摘において誤りのあった事項に関する注意文を追加した。 また、実績報告提出時に法人が使用するチェック表について、同様の注意文を追加するとともに、確実に履行されるようチェック欄を設け、再発防止を図った。【2-ウ】

番号	対象局 (団体)	事項	措置区分		監査結果の要約	講じた措置の概要
			◎	○		
86	福祉保健局 (社会福祉法人聖明福祉協会)	補助金の返還を求めべきもの	1-ア	2-ウ	局は、法人に対し、東京都民間社会福祉施設サービス推進費補助金(老人福祉施設)を算定し交付している。 補助金の交付状況について見たところ、法人が設置する聖明園障荘で、基本補助及び無年金者処遇加算項目において加算対象者数の算定が不適正であったため、平成26年度分が10万3,000円過大に交付されている。	過大に交付された10万3,000円については、平成29年2月1日に法人により返還された。【1-ア】 局は、各法人が努力実績加算の人数のカウント方法を誤らないよう、実績報告の記入見本に、監査指摘において誤りのあった事項に関する注意文を追加した。 また、実績報告提出時に法人が使用するチェック表について、同様の注意文を追加するとともに、確実に履行されるようチェック欄を設け、再発防止を図った。【2-ウ】
87	福祉保健局 (社会福祉法人池上長寿園)	補助金の返還を求めべきもの	1-ア	2-ウ	局は、法人に対し、東京都民間社会福祉施設サービス推進費補助金(老人福祉施設)を算定し交付している。 補助金の交付状況について見たところ、法人が設置する池上長寿園で、介護予防加算項目において加算対象者数の算定が不適正であったため、平成26年度分が5万1,000円、平成27年度分が5万8,000円、それぞれ過大に交付されている。	過大に交付された10万9,000円については、平成29年2月7日に法人より返還された。【1-ア】 局は、各法人が努力実績加算の人数のカウント方法を誤らないよう、実績報告の記入見本に、監査指摘において誤りのあった事項に関する注意文を追加した。 また、実績報告提出時に法人が使用するチェック表について、同様の注意文を追加するとともに、確実に履行されるようチェック欄を設け、再発防止を図った。【2-ウ】
88	福祉保健局 (社会福祉法人博泉会)	補助金の返還を求めべきもの	1-ア	2-ウ	局は、法人に対して、東京都民間社会福祉施設サービス推進費補助金(老人福祉施設)を算定し交付している。 補助金の交付状況について見たところ、法人が設置する高幡台老人ホームで、通院同行加算及び介護予防加算において加算対象者数の算定が不適正であったため、平成26年度分が6万円、平成27年度分が6万円、それぞれ過大に交付されている。	過大に交付された12万円については、平成29年1月31日に法人より返還された。【1-ア】 局は、各法人が努力実績加算の人数のカウント方法を誤らないよう、実績報告の記入見本に、監査指摘において誤りのあった事項に関する注意文を追加した。 また、実績報告提出時に法人が使用するチェック表について、同様の注意文を追加するとともに、確実に履行されるようチェック欄を設け、再発防止を図った。【2-ウ】

番号	対象局 (団体)	事項	措置区分		監査結果の要約	講じた措置の概要
			◎	○		
89	福祉保健局 (社会福祉法人生活光など30団体)	補助金交付要綱を見直すべきもの	2-ア	1-エ	局は、社会福祉法人あいのお福祉会に対し、東京都知的・身体障害者等グループホーム開設準備経費等補助金を交付している。 そこで、補助の対象となった初年度備品の購入手続について見たところ、法人は競争契約ではなく随意契約により購入していることが認められた。 補助金による契約手続について、施設整備費の補助要綱では「一般競争入札に付するなど東京都が行う契約手続の取扱いに準拠しなければならない」と定めているが、本件補助要綱には同様の定めがない。 また、法人は、本件補助金の対象物品を購入した相手から、平成26年4月に当該施設の開設祝いとして3万円を、また、家屋の借上げの相手から、平成27年5月に寄付金20万円を受領していることが認められた。 補助金による契約の相手方からの寄付金等の資金提供について、施設整備費の補助要綱では禁止しているが、本件交付要綱には禁止する条項がない。局は、補助金交付要綱を見直されたい。	平成29年2月2日付けで要綱を改正し、平成29年度より、補助事業者が補助事業を行うために締結する契約については、東京都が行う契約手続の取扱いに準拠すること、補助金による契約の相手方からの寄付金等の資金提供を禁止することとした。【1-エ、2-ア】
90	福祉保健局 (社会福祉法人全国重症心身障害児(者)を守る会)	財産管理を適切に行うべきもの	2-ウ	1-ウ 2-エ	局は、東京都立東大和療育センター(分園「よつぎ療育園」を除く。)及び東京都立東部療育センターにおける指定管理に関する基本協定及び年度協定を法人と締結し、施設の維持管理に関する業務を行わせている。 ところで、両センターの建物等修繕及び工事請負契約について見たところ、工作物の更新、増設及び備品の取得など都の財産が変動しているものが認められた。 しかしながら、局は、法人からこれらの実績報告等を受けておらず、公有財産台帳及び物品管理システムに増加額などが反映されていないことが認められた。 局は、指定管理業務における工事等について、財産管理に必要な情報の報告を求め、財産管理を適切に行われた。	平成29年1月29日付けで、指摘対象の工事等の案件については、財産台帳に登録するとともに、取得した備品については、物品管理システムに登録した。【1-ウ】 平成29年度の年度協定(平成29年4月1日締結)において、工事等の内容を都に報告することを定め、報告に基づき適切に財産台帳及び物品管理システムに登録する体制とした。【2-ウ】 平成29年2月23日付事務連絡により、局内指定管理施設所管課へ当該指摘事例及び適切な運用に努めるよう周知徹底した。【2-エ】

番号	対象局 (団体)	事項	措置区分		監査結果の要約	講じた措置の概要
			◎	○		
91	福祉保健局 (地方独立行政法人東京都健康長寿医療センター)	医療未収金の債権管理を適正に行うべきもの	1-エ	2-ウ 2-エ	法人は、診療費本人負担分等の未収金について、東京都健康長寿医療センター未収金管理要綱により債権管理を行っている。 ところで、診療費本人負担分の債権管理状況について見たところ、以下のとおり、不適正な点が認められた。 ①要綱で定めた、住所氏名等の基本情報、督促内容及び入金経過などが一覧できる債権管理票を作成していない。 ②催告書の発行と電話催告はしているが、督促状はほとんど発行していない。 ③催告書が宛先不明で返送された場合や電話が不通となった場合に、住民票の確認や現地訪問調査を行っていない。 法人は、診療費本人負担分について不納欠損処分を行っているが、上記の結果、現地訪問調査など十分な徴収努力を行わないまま、徴収不能として処分している。	指摘内容を踏まえ、債権管理について以下のとおり対応した。 ①対象の患者について、要綱で定められた債権管理票を作成した。 ②平成29年1月20日に、要綱に基づき、一定期間支払が滞った患者に対して、督促状及び催告書を発行した。 なお、督促状発行後も納入意思が見られない場合は、催告状と併せて、保証人等への連絡を行う。 ③回収が滞った患者や連絡がつかない患者については、平成29年3月7日から同月17日にかけて要綱で定めた実地訪問調査を行った。今後も要綱に基づいた債権管理を実施する。【1-エ】 平成29年2月20日に実施した係会議において、要綱に基づき適正に債権管理を行うこと、また、要綱に即した運用が行われているか係会等で定期的に確認作業を行うことを周知徹底した。【2-ウ、2-エ】
92	福祉保健局 (地方独立行政法人東京都健康長寿医療センター)	研究未収金における債権管理を適正に行うべきもの	1-エ	2-ウ 2-エ	法人は、診療費本人負担分等の未収金について、東京都健康長寿医療センター未収金管理要綱により債権管理を行っている。 法人では、高齢者の健康の維持・増進等に関する研究活動を行っており、保有するノウハウ等を使用させ、対価を受けているが、その一部で研究未収金が発生している。 ところで、この研究未収金についてみたところ、以下のとおり、不適正な点が認められた。 ①要綱で定めた、住所氏名等の基本情報、督促内容及び入金経過などが一覧できる債権管理票を作成していない。 ②お知らせ等を送付するのみで、督促状及び催告書の発行をしていない。	本研究未収金(対象1社)について、債権管理票を作成し、平成29年1月20日に書面督促を実施したところ、当該書面は宛先不明のため返戻となった。 また、平成29年2月22日に本店所在地等へ実地訪問調査を行ったところ、退去していた。引き続き、必要な調査を検討し、徴収困難な場合は徴収停止を行うなど要綱に基づいた債権管理を実施する。【1-エ】 平成29年2月17日に経理係と研究部門を管轄する事業支援係の合同会議を実施し、研究未収金について毎月1回、両係間でチェックを行い、要綱に基づいた債権管理を適正に行うことについて、認識の統一を図った。【2-ウ、2-エ】
93	福祉保健局 (地方独立行政法人東京都健康長寿医療センター)	医療未収金の管理を適正に行うべきもの	1-ウ	2-ウ	法人が、平成26年8月27日到他院で入院中の患者に外来診療を行った診療費の請求について総勘定元帳を確認したところ、医療未収金1,410円が未計上となっていた。 この原因について、法人は、債権対象から誤って取り消しを行ったためとしている。 他院に入院中のDPC算定患者が法人で受診した場合、法人は保険による医療費の請求が制度上できないため、外来診療費を入院先の病院に請求することになっていることから、正当な理由なく債権を取り消すことは適正ではない。	法人内部の決定に基づき、遡及して平成28年4月1日付けで債権として計上した。【1-ウ】 平成29年1月から、誤って会計伝票をシステムから取り消すことがないよう、新たに「欠番チェックリスト」を作成し、会計伝票を削除する際、削除理由など必要事項を記入させ、経理係長の承認を受ける体制とした。 また、欠番チェックリストについては、月1回会計システムと整合性が取れていることを確認することとした。【2-ウ】

番号	対象局 (団体)	事項	措置区分		監査結果の要約	講じた措置の概要
			◎	○		
94	福祉保健局 (地方独立 行政法人東 京都健康長 寿医療セン ター)	医療収益にお ける診療報酬返 還金を未払金に 計上すべきもの	1-ウ	2-エ	法人では、医療行為を行ったものの、日報が作成されていないなどの理由から、診療報酬の返還を社会保険診療報酬支払基金及び国民健康保険連合会等(基金等)から求められているものが841万6,505円ある。 この返還金は、毎月法人が行う診療報酬請求から、基金等が相殺して診療報酬を支払うこととしている。 ところで、この返還金は以前に入社した医業収益の返還に当たることから、会計基準では負債計上することとされているが、平成27年度末の財務諸表にはこの未払金が計上されておらず適正でない。	返還金については、平成28年4月に834万6,437円で確定したため、平成28年度の未払金として計上し、管理を行う。【1-ウ】 平成29年2月27日に経理係と診療報酬を所管する医事係で、診療報酬返還金に関する会議を実施し、係間の連携を図ること、また、会計基準を遵守し、地方独立行政法人法第36条の規定に基づき選任された監査法人と協議をしながら、適切な金額及び時期に未払金の計上を行うことを周知徹底した。【2-エ】
95	福祉保健局 (公益財団 法人城北労 働・福祉セ ンター)	敬老室の運営 管理を適切に行 うべきもの	2-エ	—	財団は分館に敬老室を設置しており、契約により運営を委託している。当該契約の履行状況等について見たところ、以下のとおり適切でない事例が認められた。 (ア) 仕様書及び運営要領では、敬老室の休業日を日曜日及び祝日並びに年末年始(12月29日から31日及び1月2日から3日)と定めており、休業日においては、財団の所長が必要と認める者は、敬老室を利用できるものとしている。そこで、休業日の利用状況を見たところ、受託者が運営するボランティアサークルが年末年始に敬老室を使用しているが、財団は事前申請の受付、承認を行っていない。 (イ) 仕様書では、事前に提出した申込書を誠実に守って業務を行うよう定めており、申込書では、敬老室において年に一回、自主的に消防防災訓練を行う旨の記載がある。しかし、監査日現在、財団は訓練の実施状況について確認を行っていない。	平成28年12月29日から平成29年1月3日までの年末年始については、事前申請の受付・承認を行ったうえで利用させた。 平成28年度契約では、受託法人は消防防災訓練を平成29年3月8日に実施した。実施状況については、法人から書面報告を提出させ確認した。 平成29年1月20日に係会議を開催し、敬老室の使用許可手続を適切に行うこと、また、仕様書どおり適切な管理運営を行うよう法人を指導することについて周知徹底した。【2-エ】
96	福祉保健局 (公益財団 法人城北労 働・福祉セ ンター)	適切な形で支 払を行うべきもの	2-イ	—	財団は、委託契約により、山谷地域住民の健康保持、増進を目的とした健康相談地域保健事業を行っている。 当該契約では、原則として総額契約とした上で、既定回数に実施回数が満たない場合は、1回につき単価の分を減額して請求するよう確認書で取り決めがされている。 しかしながら、現状では、取り決めと異なり、前述した単価に実施回数に乗じた単価契約形式で請求を受け、支払を行っており、適切でない。	平成28年度の契約については、平成28年11月29日付けで、委託先と協議を行い、単価契約方式に変更した。今後、当該事業の契約方法については、単価契約方式とする。【2-イ】

番号	対象局 (団体)	事項	措置区分		監査結果の要約	講じた措置の概要
			◎	○		
97	福祉保健局 (公益財団 法人城北労 働・福祉セ ンター)	履行状況等を 確認し適切な体 制で業務が行わ れるよう指導す べきもの	2-ウ	—	財団は、委託契約により、山谷地域住民の健康保持、増進を目的とした健康相談地域保健事業を行っている。 当該契約の履行状況等について見たところ、以下のとおり適切でない事例が認められた。 (ア) 当該契約では、業務の内容ごとに体制を定めている。しかしながら、健康相談業務日誌を見ると、体制を満たすことなく業務を行っていることが認められた。 (イ) 当該契約の仕様書には、当該業務に従事する者について、受託者から財団に名簿を提出すること、変更又は変動があった場合、届出を行うこと等の定めがある。しかしながら、平成26年度、平成27年度ともに、届出が行われないまま、名簿に載っていない者が業務に従事しており、その者の職種等も判断できない事例が認められた。	平成28年10月21日に受託者に対し、体制整備、従事者変更時の名簿の適切な届出について指導を行い、その後は適切に履行された。 また、監査指摘後は、名簿のほか、各実施日における従事者の勤務予定、職種を記した「シフト表」の提出を求めることとした。あわせて、実施日ごとに受託者が提出する「日報」の様式について、従事者の職種も明記するよう改め、確認方法を改善した。【2-ウ】
98	福祉保健局 (公益財団 法人城北労 働・福祉セ ンター)	適正な区分で 処分すべきもの	2-エ	—	財団は、契約により不用となった什器等を処分している。この処分について見たところ、平成27年度の処分品目には木くずとして木製の本棚が含まれており、産業廃棄物として処分されている。 しかしながら、産業廃棄物処理法施行令によれば、産業廃棄物となる木くずは、建設業、家具製造業等の業種から発生するものに限定されるため、財団から排出される木くずは一般廃棄物として処理すべきである。	平成29年1月24日の管理係会議において、環境局ホームページ掲載の「一般廃棄物の概要」を基に、廃棄物の処理区分について関係法令を遵守するよう周知を行い、今後の不用品の処分に当たっては、清掃事務所等関係機関への事前確認を行う等により適正な処理を徹底するよう注意喚起した。【2-エ】
99	福祉保健局 (公益財団 法人城北労 働・福祉セ ンター)	不要品の処分 に当たって再資 源化に努めるべ きもの	2-エ	—	財団は、契約により不用となった什器等を処分している。ところで、財団が処分した物品の中には、各法律の再資源化対象品目が含まれており、これらを他の産業廃棄物と同様に処分していることが認められた。	平成29年1月24日の管理係会議において、環境局ホームページ掲載の「廃棄物リサイクル対策・家電リサイクル法の概要」を基に周知を行い、今後の不用品の処分に当たっては、関係法令に基づき再資源対象品目について十分な確認を行うよう注意喚起した。【2-エ】